

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	日高村

日高村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 日高村産業環境課
所在地 高知県高岡郡日高村本郷 61-1
電話番号 0889-24-4647
FAX番号 0889-24-4793
メールアドレス sangyou@vill.hidaka.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、サル、カラス、サギ類（ゴイサギ、コサギ、ダイサギ、アオサギ）ハクビシン、タヌキ、アナグマ
計画期間	令和 5 年度～令和 7 年度
対象地域	高知県日高村

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害金額	被害数値
イノシシ	稲	なし	なし
	野菜・山菜	30 千円	1.2 ha
	その他	なし	なし
ニホンジカ	被害作物なし	なし	なし
サル	被害作物なし	なし	なし
カラス	稲	なし	なし
	果樹	240 千円	0.4 ha
サギ類	被害作物なし	なし	なし
ハクビシン	果樹	10 千円	0.1 ha
タヌキ			
アナグマ			

(2) 被害の傾向

<p>イノシシ</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害については、年間を通じて起きており、主に3～5月にかけてのタケノコへの被害、7～10月頃にかけての水稻、イモ類への食害が多い。また、餌であるミミズ、サワガニなどを獲るため畑や田の畦、水路沿いの法面が崩れたり、ゴルフ場内等を掘り起こす被害も発生している。 被害区域については日高村内全域である。また、近年では耕作放棄地の増加に伴い、人家付近の田畑や庭にまで侵入するケースがある。 <p>ニホンジカ</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在、日高村内での農林業におけるシカによる食害等の被害は確認されていない。 しかしながら、隣接するいの町で農林産物が被害を受けており、捕獲実績があることや、村内でも令和年度4年度に1頭の捕獲実績や、目撃情報等が寄せられていることを勘案すると、日高村内においても被害が発生する可能性が高い状況である。 <p>サル</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在、日高村内でサルによる被害は確認されていない。
--

しかしながら、隣接するいの町では、通年被害報告があり、また、いの町に隣接する能津地区では、目撃情報があることを考慮すると、今後、同地区を中心に被害が発生することが予想される。

カ ラ ス

- ・ 日高村内全域で被害が発生しており、特に梨等の高級果物や柿、柑橘類等の果樹類の被害が多発している。

サ ギ 類

- ・ サギ類の被害については、田植後の稲の踏付け等の被害が日高村全域で発生している。また、近年では、営巣場を住家近くに作る傾向にあり、鳴き声による騒音被害も発生してきている。

ハ ク ビ シ ン

- ・ ハクビシンの被害は、一部の地区で、果樹類、野菜、山菜の根などをかじる被害が出ている。

タ ヌ キ

- ・ タヌキの被害は、一部の地区で、果樹類、野菜、山菜の根などをかじる被害や、公衆用道路等への糞害が発生している。

ア ナ グ マ

- ・ アナグマの被害は、一部の地区で、果樹類、野菜、山菜の根などをかじる被害が出ている。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
	被 害 金 額	
イ ノ シ シ	30 千円	10 千円
ニ ホ ン ジ カ	なし	なし
サ ル	なし	なし
カ ラ ス	240 千円	100 千円
サ ギ 類	軽微	なし
ハ ク ビ シ ン	軽微	なし
タ ヌ キ	軽微	なし
ア ナ グ マ	軽微	なし
	被 害 面 積	
イ ノ シ シ	1.2 ha	0.2 ha
ニ ホ ン ジ カ	未然に被害の発生を防ぐ	
サ ル	未然に被害の発生を防ぐ	
カ ラ ス	0.4 ha	0.2 ha
サ ギ 類	軽微	なし
ハ ク ビ シ ン	軽微	なし

タヌキ	軽微	なし
アナグマ	軽微	なし

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	以前より、捕獲班が整備されていたため、被害地域に応じてそれぞれの捕獲班が捕獲を行っている。平成23年度よりわな免許取得に係る受験料及び猟友会の開催する講習会に係る費用を日高村及び県補助により負担し、免許取得を推進することで捕獲者の確保、促進を行っている。また、平成25年度より有害鳥獣駆除に対し、捕獲報償金を支給し駆除の推進に努めています。近年では捕獲檻を積極的に導入しており、捕獲頭数の増加につながっている。	新規狩猟者確保事業などにより、狩猟者数は一定数確保できているが、全体的に高齢化が進んでいるため、今後の担い手の減少や捕獲技術の継承など解決していく必要がある
防護柵の設置等に関する取組	鳥獣被害防止対策の一環として、電気柵、トタン等の防護柵設置者に対し、設置に要した費用の一部（費用の1/2上限50,000円）の補助を行っている。	電気柵の設置によるイノシシの防除については効果が出ているが、一部の利用者に限られていることから、広報やホームページなどで積極的に周知していく必要がある。

(5) 今後の取組方針

<p>日高村における農林水産物への被害は主にイノシシ、カラス、サギ類、ハクビシンである。近年は捕獲と防除の両面から対策を行っており、この中でも特にイノシシについては、少しずつではあるが効果が出ている。しかし、銃器による捕獲が中心であるカラス、サギ類については人員や出動回数が必要になること、また防除に関してもコストが高いこと等から対策が進んでおらず、被害はむしろ増加している。そのため、今後は猟友会と連携した、捕獲者の確保、また現在行っているわな猟免許の取得に係る補助、電柵、トタン等の防除に係る補助についても村の広報等で周知することで対策を進めていくとともに、国の補助事業の活用による捕獲檻等の設置を継続していく。</p> <p>また、近年ではタヌキやアナグマによる農作物への被害や、一部地域の公衆用道路への糞害が多発しているため、捕獲檻の設置を実施していく。</p> <p>その他、サル、ニホンジカについては、現在のところ日高村内での被害はな</p>

いものの、近隣の町村では被害を受けているという情報があるため、近隣の町村とも連携をとり、その動向に注視していく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>いの地区猟友会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日下支部 ・ 加茂支部 ・ 能津支部 	<p>日高村内の有害鳥獣駆除活動に協力できる猟友会員により、各地区で結成された捕獲班が、農林業者等から依頼があった場合、有害鳥獣の捕獲を行う。</p> <p>また、各地区を越えて広域に対応する必要がある事案の場合は、鳥獣被害対策実施隊を活用して捕獲を行う。</p>
--	--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和5～7	<p>イノシシ ニホンジカ サル カラス サギ類 ハクビシン タヌキ アナグマ</p>	<p>日高村有害鳥獣被害対策協議会の構成員である各地区猟友会支部と連携し、捕獲隊の整備を行い、体制を充実させていく。</p> <p>また、村独自としては、わな猟免許取得に係る補助を行うことで捕獲者の確保、また農林水産業等への従事者の自衛手段の方法を確立するとともに国の補助事業活用による捕獲檻を導入する。</p>

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕 獲 計 画 数 等 の 設 定 の 考 え 方
<p>① イノシシ</p> <p>日高村における捕獲頭数は増加傾向であったが(捕獲頭数令和元年度277頭、2年度323頭、3年度171頭)、令和3年度には一定の捕獲の成果が表れて、捕獲頭数は減少した。しかしながら、令和4年度に入り、再びに捕獲頭数が伸び、狩猟期前の捕獲頭数が292頭にのぼっている。今後の計画については、現在の被害状況を考慮し、年間360頭を計画する。</p>
<p>② ニホンジカ</p> <p>日高村における被害報告は例年確認されていなかったが、平成30年度と令和2年度令和4年度に各1頭の捕獲実績があった。また近隣のいの町で被害が発生している状況を考慮し、今後においては、被害が発生すれば、捕獲を行う必要があるため、年間5頭を計画する。</p>
<p>③ サル</p> <p>日高村における被害報告は現在確認されていないが、村内の一部地域にお</p>

いて、目撃情報があった。また、近隣のいの町で被害が発生している状況も考慮し、今後においては、被害が発生すれば、捕獲を行う必要があるため、年間5頭を計画する。

④ カラス

近年、捕獲羽数は減少傾向にある(捕獲羽数元年度 12 羽、2 年度 0 羽、3 年度 3 羽)。今後の計画については、現在の被害状況を考慮し、30 羽を見込む。

⑤ サギ類

近年、サギ類による被害報告が増えている(捕獲羽数元年度 3 羽、2 年度 3 羽、3 年度 0 羽)。今後の計画についても、現在の被害状況を考慮し、5 羽を見込む。

⑥ ハクビシン

ハクビシンによる果樹の被害が増えている為、捕獲の強化に取り組む。(元年度 10 頭、2 年度 13 頭、3 年度 23 頭) 今後の計画についても、現在の被害状況を考慮し、50 頭を見込む。

⑦ タヌキ

タヌキによる果樹の被害、公衆用道路への糞害が多発しているため、捕獲強化に取り組む。(捕獲頭数 2 年度 11 頭、3 年度 5 頭)

⑧ アナグマ

アナグマによる果樹の被害が増えている為、捕獲の強化に取り組む。

対象鳥獣	捕 獲 計 画 数 等		
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
イノシシ	360頭	360頭	360頭
ニホンジカ	5頭	5頭	5頭
サル	5匹	5匹	5匹
カラス	30羽	30羽	30羽
サギ類	5羽	5羽	5羽
ハクビシン	50頭	50頭	50頭
タヌキ	25頭	25頭	25頭
アナグマ	25頭	25頭	25頭

捕獲等の取組内容
年間を通して（狩猟期を除く）、日高村全域にて、猟友会員を中心にわな及び捕獲檻等により、捕獲に取り組んでいく。
ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	電気柵、ネット柵、トタン柵を各個人が必要に応じて設置	電気柵、ネット柵、トタン柵を各個人が必要に応じて設置	電気柵、ネット柵、トタン柵を各個人が必要に応じて設置
ニホンジカ	ネット柵を各個人が必要に応じて設置	ネット柵を各個人が必要に応じて設置	ネット柵を各個人が必要に応じて設置
サル	特になし	特になし	特になし
カラス	特になし	特になし	特になし
サギ類	特になし	特になし	特になし
ハクビシン	電気柵・ネット柵を各個人が必要に応じて設置	電気柵・ネット柵を各個人が必要に応じて設置	電気柵・ネット柵を各個人が必要に応じて設置
タヌキ	電気柵・ネット柵を各個人が必要に応じて設置	電気柵・ネット柵を各個人が必要に応じて設置	電気柵・ネット柵を各個人が必要に応じて設置
アナグマ	電気柵・ネット柵を各個人が必要に応じて設置	電気柵・ネット柵を各個人が必要に応じて設置	電気柵・ネット柵を各個人が必要に応じて設置

(2) その他被害防止に関する取組

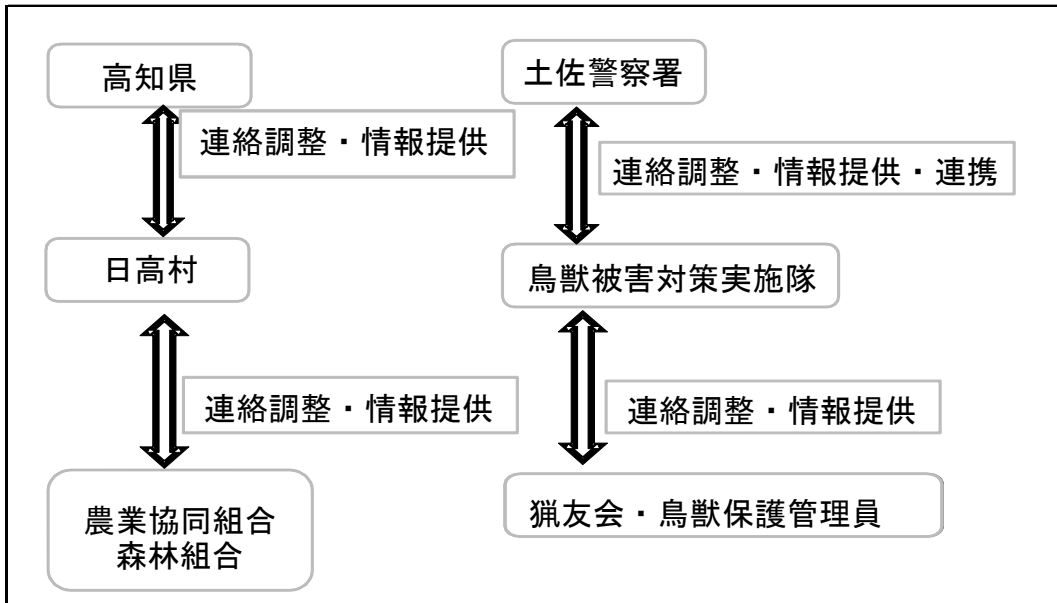
年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和 5 ～ 7	イノシシ ニホンジカ サル カラス サギ類 ハクビシン タヌキ アナグマ	猟友会及び関係機関、村民と協議を重ね、農林作物への被害軽減かつ村民が安心して生活できる環境の保全を図り、緩衝帯の整備や放任果樹の除去、ヤブの刈払い等にも取り組み環境の保全を図るものとする。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
鳥獣被害対策実施隊	地域巡回、情報収集・提供、捕獲班の調整・出動
猟友会	地域巡回、情報収集・提供
鳥獣保護管理員	地域巡回、情報収集・提供
農業協同組合	地域巡回、情報収集・提供
森林組合	地域巡回、情報収集・提供
日高村	各関係機関との連絡・調整、情報収集・提供
土佐警察署	地域巡回、情報収集・提供、警戒、広報
高知県	各関係機関との連絡・調整、情報収集・提供

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	日高村有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
日高村役場	事務局および日高村内での鳥獣被害対策や各機関との連携。
高知中央森林組合	日高村内における野生鳥獣による森林被害の情報の提供。
高知県農業協同組合	日高村内における農業被害の情報提供。 農業従事者への被害対策の周知や営農指導。
中央西農業振興センター (高吾農業改良普及所)	農作物被害防除対策の推進。
いの地区猟友会 (日下・加茂・能津支部)	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。
鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣の保護に関する業務を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
いの町産業経済課	隣接地域における有害鳥獣関連情報の相互提供と有害鳥獣捕獲活動への連携したとりくみを行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置日：平成 26 年 3 月設立
任 期：3 年
構 成：民間隊員 37 名
規 模：民間隊員 37 名 令和 5 年 2 月 15 日現在
実施隊が行う被害防止施策：捕獲活動、生息・被害状況調査、侵入防止柵の設置指導、被害防止対策の巡回指導、広報・啓発等
事務局：日高村役場産業環境課

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲をした鳥獣は捕獲者各自で埋設、又は食用として処理を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

日高村有害鳥獣被害対策協議会や、アンケート等により処理施設建設について検討したが、取水施設周辺であることやイニシャル・ランニングコストをかんがみ、建設困難と判断している。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止施策の実施に当たっては、高知県第13次鳥獣保護管理事業計画等との整合性を図りながら実施する。